今月の税務トピックス
給与所得控除の本則及び特例の創設



税理士 宮森俊樹
（税理士法人右山事務所 所長）

はじめに

令和８年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額の本則部分について、物価上昇の影響をできるだけタイムリーに反映するため、見直し前の給与所得控除の最低保障額に、税制改正時における直近２年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する仕組みが創設されました。また、給与所得控除の課税最低限を令和６年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえて「178万円」に調整するために給与所得控除の特例が創設されました。

本稿では、創設された給与所得控除の本則及び特例の概要とその実務上の留意点について解説します。

Ⅰ　給与所得控除の本則

給与所得控除の本則について、最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられます（所法28③一）。

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表：別表二・三）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（別表四）及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（別表五）等について見直しが行われます（所法85，86，89，185，186）。

Ⅱ　給与所得控除の特例

令和８年及び令和９年における給与所得控除の最低保障額を５万円引き上げる特例が創設されます（措法29の４①～④，所規93，措規11の５）。

Ⅲ　適用関係

上記Ⅰの改正は、令和８年分以後の所得税について適用され、令和７年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和８年改正法附則３①）。ただし、年末調整を考慮して令和８年12月１日から適用できることとされます（令和８年改正法附則１四・13②）。

上記Ⅱの改正は、令和８年分以後の所得税については、同年中に支払うべき「年末調整（所法190一）」に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年12月１日以後であるものについて適用されます（令和８年改正法附則36①，令和８年改正措規附則４二）。

Ⅳ　源泉徴収税額表の適用時期

給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表：別表二・三）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（別表五）の改正については、令和９年１月１日以後に支払うべき給与等について適用され、令和９年１月１日前に支払うべき給与等については、なお従前の例によります（令和８年改正法附則13①）。

おわりに

基礎控除の引き上げ及び給与所得控除の引き上げに伴い、基礎控除及び給与所得控除の金額等を踏まえて設定されている税制上の金額基準等について、必要な調整が行われます（所法２①三十二，三十三，三十四，81①，所令11の２②，措法27）。

具体的に調整が必要な控除・制度は、①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件62万円（改正前：58万円）、②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件62万円（改正前：58万円）、③勤労学生の合計所得金額要件89万円（改正前：85万円）、④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額69万円（改正前：65万円）とされます。

≪図表≫　給与所得控除額の本則及び特例の引き上げ

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
190万円以下	65万円	本則　特例 69万円＋５万円＝74万円
190万円超　220万円以下	収入金額×30％＋８万円	
220万円超　360万円以下		収入金額×30％＋８万円
360万円超　660万円以下	収入金額×20％－44万円	
660万円超　850万円以下	収入金額×10％－110万円	
850万円超	195万円（所得金額調整控除：210万円）	

㈱　収入金額660万円未満の場合には、≪図表≫の表によらず、別表第５により給与所得控除額控除後の所得金額を求めることとされます（所法28④）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。